

四十川漁業協同組合連合会 内共第18号

第五種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第18号共同漁業権(以下「内共18号」と云う)の管理および行使について必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を行う権利を有する者の資格)

第2条 内共18号のないようである次のア欄に掲げる漁業で、イ欄に掲げる漁業の方法により漁業を行う権利を有する者の資格はそれぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資 格
あ ゆ 漁 業	徒 手 採 補 さ お 漁 す く い 網 投 網 な げ 網 大 正 網	組 合 員 全 員
	し め な わ 火 光 利 用 建 網 地 収 網 ま き さ し 網	左記漁業に経験を有する者
	さ お 漁	組 合 員 全 員
	建 網	左記漁業に経験を有する者
	ま き さ し 網	"
こ い 漁 業	さ お 漁	組 合 員 全 員
	建 網	左記漁業に経験を有する者
	ま き さ し 網	"
あ ま ご 漁 業	さ お 漁	組 合 員 全 員
	す く い 網	組 合 員 全 員
	投 網	組 合 員 全 員
	な げ 網	組 合 員 全 員
う な ぎ 漁 業	は ご 具 ひ お 鮎 さ わ	
	は え な わ	組 合 員 全 員
	す く い 網	
	石 ぐ ろ	
	も ジ	
	柴 づ け	
もくずがに 漁 業	か ご 漁	組 合 員 全 員

(漁業の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の件数並びにエ欄の規模の範囲においてはオ欄の区域内およびカ欄の期間中でなければ行ってはならない。

ア 漁業の種類	イ 漁業の方法	ウ 件数	エ 規模(1件当)	オ 区域	カ 期 間
あ ゆ 漁 業	徒手採捕			内共第18号の漁業権区域	6月1日午前5時(シャビキ・シャクリ) は7月1日午前5時)から10月15日 午後5時30分まで及び12月1日 午前6時30分から1月31日午後5時 まで
	さお漁		<u>友掛け ルアー禁止</u> <u>シャビキは道糸+ハリス</u> <u>の長さ竿の2倍まで</u> <u>落ち鮎漁時リールの</u> <u>使用は赤鉄橋下から</u> <u>上流500m竿掛け専</u> <u>用区のみとする</u>		
	すくい 網				
	投 網				
	なげ 網		<u>網の高さ80cm以内</u> <u>浮子丈25m以内</u>		
	大正 網		<u>網の高さ80cm以内</u> <u>浮子丈25m以内の</u> <u>もの2張以内</u>		7月1日午前5時)から10月15日午後 5時30分まで及び12月1日午前
	地 呈 網	6	網の高さ20m以内		
	まきさし 網	3	浮子丈150メートル以内		6時30分から1月31日午後5時まで
	火光利用 建 網	435	網の高さ1m以内 浮子丈30m以内のもの 15張以内、但し網と網 との間隔は10m以上		
	しめなわ	45	しめなわ3張以内を1m 50cm間隔の木杭をもつ てこれを支える 鉄杭は禁止		8月15日午前5時から10月15日午後 5時30分までおよび12月1日午前 6時30分から1月31日午後5時まで
こ い 漁 業	建 網	50	網の高さ1m以内 浮子丈50m以内のもの 10張以内	同 上	1月1日から12月31日まで
	さ お 漁				
	まきさし網	10			
う な ぎ 漁 業	は 具			同 上	4月1日から9月30日まで 石ぐろ漁については5月15日 から9月30日まで
	ひご釣				
	さ お 漁				
	はえなわ				
	すくい 網				
	石ぐろ				
	もじ				
	柴づけ				
あ ま ご 漁 業	さ お 漁			同 上	3月1日から9月30日まで
	すくい 網				
	なげ 網				
もくずがに 漁 業	か ご 漁		5個以内	同 上	8月1日から10月31日まで

(令和3年度 改正)

四十川漁業協同組合連合会 内共第516号 第五種共同漁業権遊漁規則

平成25年9月1日 認可

平成28年9月27日 一部変更認可

平成31年2月19日 一部変更認可

令和3年4月19日 一部変更認可

(目的)

第1条 この規則は、四十川漁業協同組合連合会(以下「連合会」と云う。)が免許をうけた第五種共同漁業権内共第516号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となつている水生動物(あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。第5条において同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、は具、ひご釣り、はえ縄、石ぐろ、もじ、柴づけ、金突、えさ釣り又はかご漁によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規程する遊漁料を連合会に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を連合会に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あ ゆ	すくい網
こ い	と網 なげ網 大正網
うなぎ	すくい網
あまご	すくい網 なげ網

3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を連合会に納付しなければならない。

(遊魚の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(遊具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊魚は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁具漁法	規模等
もじ	15個以内とすること。
さお漁	友掛けはルアー禁止とし、シャビキは12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時までの赤鉄橋上流端から上流500mまでの区域を除き、道糸とハリスを併せた長さは竿の2倍までとすること。
なげ網	浮子丈25m未満のものとすること。
大正網	浮子丈25m未満のもの2張までとすること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あ ゆ	徒手採捕 さお漁	第五種共同漁業権内共第516に係る漁場の全区域	6月1日午前5時から <u>(シャビキ・シャクリは7月1日午前5時から)</u> 10月15日午後5時 30分まで及び12月 1日午前6時30分から 翌年の1月31日午後 5時まで
	すくい網 と網 なげ網 大正網 2張まで		<u>7月1日午前5時から</u> 10月15日午後5時 30分まで及び12月 1日午前6時30分から 翌年の1月31日午後 午後5時まで
うなぎ	さお漁 は具 ひご釣り はえ縄 石ぐろ もじ 柴づけ 金突 すくい網		4月1日から9月30日まで 石ぐろ漁については5月 15日から9月30日まで
こ い	徒手採捕 さお漁 金突 すくい網 と網 なげ網 大正網		1月1日から12月31日まで
あまご	徒手採捕 さお漁 すくい網 なげ網		3月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 柴づけ えさ釣り かご漁 5個まで		8月1日から10月31日 まで

(全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法等)

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、四十川漁業協同組合連合会事務所(四十市不破申田山1778番地2)、各漁業協同組合事務所又は連合会が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で連合会が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あ ゆ	徒手採捕	2,000円	8,000円
あまご	さお漁	(女性 1,000円)	(女性 4,000円)
うなぎ	さお漁 は具 ひご釣り はえ網 石ぐろ もじ 柴づけ 金突		
こ い	徒手採捕 さお漁 金突		
もくずがに	徒手採捕 柴づけ えさ釣り かご漁		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者	無 料
高校生	500円
肢体不自由者(身体障害者手帳を所持する者に限る。)	2,000円
75歳以上の者	3,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あ ゆ こ い	すくい網	5,000円	1万円
	と網		
	なげ網		
	大正網		
うなぎ	すくい網		
あまご	すくい網		
	なげ網		

4 前項に規定する特別遊漁料は、四万十川漁業協同組合連合会事務所(四万十市不破申田山1778番地2)、各漁業協同組合事務所又は連合会が指定する場所において納付しなければならない。

5 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、4月1日から翌年の3月31日までとする。
(遊漁承認証の交付等)

第7条 連合会は、第2条第1項又は第3項の規定により遊漁料又は特別遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 連合会は、第2条第1項又は第2項に規定する漁具漁法による遊魚について、各漁業協同組合に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行う時は、遊漁承認証を携行しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

6 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から連合会の事業の運営に不適切な資質を有すると認められた者は、遊漁者としての権利を有しないものとする。

(遊魚に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底を攪拌してはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯するものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 連合会は、遊漁者がこの規則の規程に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年9月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月19日から施行する。